

質問に対する回答書

事業名称：令和 7 年度泉南市公民連携プラットフォーム活用運営業務委託

(令和 7 年 9 月 8 日現在)

| No | 関係資料                             | 質問事項                                                                                                   | 回答                                                                      |
|----|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 同種業務実績調書<br>(様式 1-3)             | 同種業務実績調書について、「※契約書及び業務完了届の写しを添付すること。」と記載があるが、業務完了届の提出が不要だったため存在しない場合は添付なしでよいのか。                        | 業務完了届が無い場合、業務完了を証する書類があれば、それをご提出ください。<br>業務完了を証する書類が存在しない場合は、添付無しで結構です。 |
| 2  | 仕様書 4 業務内容<br>(5) 公民連携特設サイトの保守運営 | 次年度以降に貴市職員や次年度事業者が運用することも踏まえ、汎用性のある CMS を提案することも可能か。                                                   | お見込みのとおりです。                                                             |
| 3  | 仕様書 4 業務内容<br>(5) 公民連携特設サイトの保守運営 | 特設サイトを構築するため、貴市の WEB サイトで使用しているサーバーとは異なるサーバーを使用することになると想定していると考えて良いか。                                  | お見込みのとおりです。                                                             |
| 4  | 仕様書 4 業務内容<br>(6) 事業者等との対話の機会の創出 | 「指針 P8 に基づき公民連携を希望する事業者からの相談を受け付ける体制を構築すること。」とあるが、指針 P8 の「(図 2) 本市公民連携における目指す姿のイメージ」がそれにあたるという認識でよいのか。 | お見込みのとおりです。                                                             |
| 5  | 仕様書 4 業務内容<br>(6) 事業者等との対話の機会の創出 | 「ウ．事業者等との対話の機会の設定」について、対話における庁内担当課と事業者等との連絡調整は貴市が実施されるということでよいのか。                                      | 対話における連絡調整は、基本的に受託者に実施していただきます。ただし、庁内担当課との調整等については、本市において協力します。         |